

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	6	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・特例措置の内容 経済金融活性化特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充・延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 		
関係条文	沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 沖縄振興特別措置法施行令 第26条 租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、 第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、 第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、 第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第51条第2項、第72条第1項第3号、第72条の12第3号、 第72条の23第1号、第292条第1項第3号、第313条第2項		
減収見込額	[初年度] ▲5 （ ▲15 ） [改正増減収額] -	[平年度] ▲4 （ ▲15 ）	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立型経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成14年に、金融業務特別地区（以下、金融特区）として創設され、平成26年度に金融特区を発展的に解消して、経済金融活性化特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の経済金融の活性化を図ったものである。</p> <p>今回の改正要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じるものであり、本特例措置を拡充・延長することにより、対象地区の対象産業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動やデジタル化を促すことで、沖縄の経済金融の活性化を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】9. 沖縄政策</p> <p>【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	政策の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <p>①経済金融活性化産業の集積</p> <p>②設備投資による付加価値額の増加</p> <p>③事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>2. 測定指標</p> <p>①制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数</p> <p>②制度を活用した設備投資による付加価値額の増加額</p> <p>③制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の政策目標の達成状況の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況を記載している。</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融及び情報関連企業数 65 社 (金融関連企業 30 社、情報通信関連企業 35 社) ・金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694 人 (金融関連企業 770 人、情報通信関連企業 924 人) ・製造品出荷額等 520 億円 ・入込客数 819 万人 ・農業産出額 91 億円 ・漁業生産量 594 トン
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	<p>達成目標①：経済金融活性化産業の集積</p> <p>測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数</p> <p>目標値①：令和5年度までに22社</p> <p>達成目標②：設備投資による付加価値額の増加</p> <p>測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額</p> <p>目標値①：令和5年度までに440万円</p> <p>達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>測定指標③：制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>目標値③：令和5年度までに4件</p>

	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>達成目標の達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標(R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業数(社) ※名護市調べ</td> <td>金融</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従業員数(人) ※名護市調べ</td> <td>金融</td> <td>486</td> <td>477</td> <td>506</td> <td>456</td> <td>505</td> <td>530</td> <td>531</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>556</td> <td>618</td> <td>594</td> <td>590</td> <td>604</td> <td>676</td> <td>642</td> <td>924</td> </tr> <tr> <td colspan="2">製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)</td> <td>366.4</td> <td>414.8</td> <td>412.8</td> <td>432</td> <td>451</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)</td> <td>5731</td> <td>5,682</td> <td>5,633</td> <td>6,554</td> <td>6,661</td> <td>6,462</td> <td>3,093</td> <td>8,190</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>72</td> <td>71</td> <td>62</td> <td>-</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)</td> <td>420</td> <td>336</td> <td>330</td> <td>297</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>	項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)	企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	15	30	情報	20	24	22	27	31	32	33	35	従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	531	770	情報	556	618	594	590	604	676	642	924	製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)		366.4	414.8	412.8	432	451	-	-	520	名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)		5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,462	3,093	8,190	名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)		68	73	73	72	71	62	-	91	名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)		420	336	330	297	280	-	-	594
項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)																																																																																	
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	15	30																																																																																	
	情報	20	24	22	27	31	32	33	35																																																																																	
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	531	770																																																																																	
	情報	556	618	594	590	604	676	642	924																																																																																	
製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)		366.4	414.8	412.8	432	451	-	-	520																																																																																	
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)		5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,462	3,093	8,190																																																																																	
名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)		68	73	73	72	71	62	-	91																																																																																	
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)		420	336	330	297	280	-	-	594																																																																																	
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>今後は、平年度 20 件の適用を見込む。</p>																																																																																								
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に貢献する。</p>																																																																																								
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人税及び所得税の軽減。 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。 																																																																																								
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>																																																																																								
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>																																																																																								
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融関連産業、情報通信関連産業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>																																																																																								

税負担軽減措置等の適用実績	(過去5年間の適用実績)																																																																					
	(単位：件、百万円)																																																																					
	項目		H28	H29	H30	R1	R2																																																															
	法人住民税	適用額	11	5	17	14	-																																																															
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-																																																															
	事業税	適用額	7	2	26	2	-																																																															
	<p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度～令和元年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p>																																																																					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>(令和元年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 81 千円、事業税 167 千円 ・ 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 13,138 千円、事業税 - ・ 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 999 千円、事業税 2,061 千円 <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※国税に連動しない場合は「-」を記載した。</p>																																																																					
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和2年度における本制度の活用企業数は9社、活用企業による雇用者数も301人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。</p> <p>また、名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答(n=71)しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。</p> <p>1. 測定指標 令和5年度までに 進出後に本税制を活用した企業数 14社 本税制を活用した企業による雇用者数の増加 435人</p> <p>実績・見込み：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(指標)</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(実績)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(指標)</td> <td>136</td> <td>170</td> <td>255</td> <td>306</td> <td>340</td> <td>374</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(実績)</td> <td>213</td> <td>157</td> <td>283</td> <td>276</td> <td>301</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>280</td> <td>218</td> <td>280</td> <td>342</td> <td>435</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。</p> <p>※平成28年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。</p> <p>※令和3年度から令和5年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。</p> <p>※雇用者数は沖縄県調査。(H27は調査未実施)</p>								H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	活用企業数(指標)	8	10	15	18	20	22	11	14	活用企業数(実績)	6	7	8	7	9	-	-	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	9	7	9	11	14	雇用者数(指標)	136	170	255	306	340	374	-	-	雇用者数(実績)	213	157	283	276	301	-	-	-	雇用者数(見込み)	-	-	-	280	218	280	342	435
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																														
活用企業数(指標)	8	10	15	18	20	22	11	14																																																														
活用企業数(実績)	6	7	8	7	9	-	-	-																																																														
活用企業数(見込み)	-	-	-	9	7	9	11	14																																																														
雇用者数(指標)	136	170	255	306	340	374	-	-																																																														
雇用者数(実績)	213	157	283	276	301	-	-	-																																																														
雇用者数(見込み)	-	-	-	280	218	280	342	435																																																														

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融及び情報関連企業数 65 社 (金融関連企業 30 社、情報通信関連企業 35 社) ・金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694 人 (金融関連企業 770 人、情報通信関連企業 924 人) ・製造品出荷額等 520 億円 <ul style="list-style-type: none"> ・入込客数 819 万人 ・農業産出額 91 億円 ・漁業生産量 594 トン
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>平成 26 年度から令和 2 年度までの 7 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 47 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,173 人へ増加している。</p> <p>なお、令和元年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約 103 百万円(名護市の法人市民税額全体の約 18.2%に相当)で、令和元年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。</p> <p>また、製造品出荷額においても、平成 26 年度の約 366 億円から平成 30 年度には約 451 億円へと約 85 億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。</p> <p>今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長 ○平成 31 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長 ○令和 3 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・1 年間延長